

特定小型原動機付自転車 保有者各位

自賠責保険の区分新設（特定小型原動機付自転車）に伴う保険料返還について

標記につきまして、下記のとおりご案内いたしますので、内容をご確認いただき、必要に応じて、[【保険料（共済掛金）返還に関するメールアドレス登録サイト】](#)をご活用ください。

記

1. 特定小型原動機付自転車（以下、特定小型原付）の自賠責保険料の返還について

- ・現在、特定小型原付は原動機付自転車の保険料又は掛金（以下、保険料等）区分で加入いただいておりますが、2024 年 4 月より、自動車損害賠償責任保険又は自動車損害賠償責任共済では特定小型原付（電動キックボード等）の保険料等区分が新設される予定です。
- ・新しく設定される特定小型原付の保険料等が、現行の原動機付自転車の保険料等より安くなる場合、以下の①～③全てに該当するご契約に対して、一部のケースを除き、相応の差額が返還される予定です。

<対象契約>

- ①始期が 2024 年 3 月 31 日以前かつ終期が 2024 年 4 月 1 日以降の契約
 - ②車種区分が原動機付自転車の契約
 - ③標識交付証明書、型式認定番号標または性能等確認済シール等により、「特定小型原動機付自転車」であることが確認できる契約
- ・詳細については、現在、金融庁において検討されており、日本損害保険協会および損害保険各社においては、差額の返還が決定した際に、ご契約者に対して速やかに差額返還のご案内ができるよう準備を進めております。

2. 「保険料等返還に関するメールアドレス登録サイト」のご案内

- ・日本損害保険協会ホームページ内に[【保険料（共済掛金）返還に関するメールアドレス登録サイト】](#)が設置され、以下の二次元コードよりアクセス可能です。
- ・同サイトにてメールアドレスを登録いただくと、保険料等の一部の返還が決定され、準備が整い次第、必要な対応（保険料等返還手続書類の請求等）をご案内します（2024 年 2 月頃を予定）。
- ・詳細は同サイトにてご案内しておりますので、ご確認くださいませようお願いします。

■保険料（共済掛金）返還に関するメールアドレス登録サイト（日本損害保険協会ホームページ）

【保険料（共済掛金）返還に関するメールアドレス登録サイト】

<https://www.sonpo.or.jp/insurance/jibai/gentsuki.html>



自賠責保険料について

金融庁監督局保険課 電話：03-3506-6000（内線：3859、2657）

「保険料（共済掛金）返還に関するメールアドレス登録サイト」
について

一般社団法人 日本損害保険協会 業務企画部

自動車・海上グループ 電話：03-3255-1943

以 上